

特定非営利活動法人 バリアフリーセンター・福祉ネット「ナナの家」定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人 バリアフリーセンター・福祉ネット「ナナの家」という。ただし、登記上はこれを特定非営利活動法人バリアフリーセンター福祉ネットナナの家と表示する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都狛江市に置く。

(目的)

第3条 本会は、障害者および高齢者が地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、地域福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 心身障害児（者）緊急一時保護事業
- (2) 入浴サービス事業
- (3) 介護者の支援及びボランティアの育成
- (4) 福祉に関する権利擁護活動
- (5) 福祉に関する情報提供事業
- (6) 障害者の政策に関する提言活動
- (7) スポーツによる交流活動
- (8) 国際交流支援活動
- (9) 障害者の社会参加推進に関する活動
- (10) 障害者（児）のガイドヘルプサービス事業
- (11) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

第2章 会員

(種別)

第6条 本会には、次に掲げる会員を置き、正会員を持って特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) その他の会員 理事会が別に規則において定めた会員。

(入会および入会の手続き)

第7条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出することによって会員となることができる。

(会費)

第8条 会員は年毎に年会費を納入しなければならない。

- 2 年会費の額は、理事会において定める。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(資格の喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会への報告をもって、会員の資格を喪失したものと見なすことができる。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき
- (2) 年会費を1年以上滞納したとき

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 法令、本会の定款に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、または目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第12条 本会は、すでに納入された会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類および定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
- (2) 監事 1人以上

2理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会で選任し、総会に報告する。

- 2 理事長、副理事長は理事会において理事の互選により定める。
- 3 監事は、総会で選任する。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条** 理事長は、本会を代表し、その業務を統括する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会および理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第16条** 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員によって就任した役員任期は、前号の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任または任期満了後においても、第13条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(解任)

- 第17条** 理事が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、当該理事を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第4章 会議

(会議の種別)

- 第18条** 本会の会議は、総会および理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(会議の構成)

- 第19条** 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。
 - 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

- 第20条** 理事会は、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画および収支予算並びにその変更
 - (2) 会費の額
 - (3) 理事の選任、解任、報酬、職務
 - (4) 総会に付すべき事項
 - (5) その他本会の運営に関する必要な事項

2 総会は、特定非営利活動促進法およびこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

(会議の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた場合

(2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

第22条 総会および理事会は、前21条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面を、開催日の2週間前までに発信して行わなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面またはファックス、e-mailをもって、開催日の1週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

4 前条第2項または第3項第2号の請求があった場合は、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。

(会議の運営方法)

第23条 総会および理事会の運営方法は、この定款に定めるほか、別に定める規則による。

(定足数)

第24条 総会は、正会員が委任状を含め総正会員数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会は、理事の過半数が出席した場合に開会することができる。

(議決)

第25条 総会および理事会における議決事項は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

2 総会および理事会において、第22条第2項または第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の合意があった場合はこの限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第26条 総会または理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項については、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議毎に議長に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は第24条および第25条第1項の規定の適用については出席したものと見なす。

(書面などによる議決)

第27条 理事長は簡易な事項または緊急を要する事項については、理事が書面またはファックス、e-mailにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第29条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第30条 本会の事業計画および収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

- 2 事業計画および収支予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告及び決算)

第31条 本会の事業計画および収支計算書、財産目録および貸借対照表は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

第6章 定款の変更、解散など

(定款の変更)

第32条 この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(解散)

第33条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 特定非営利活動促進法第43条の規定による設立の認証の取り消し。
- 2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した3分の2以上の議決を経なければならない。

- 3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

(合併)

第34条 本会は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第35条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7章 公告の方法

(公告の方法)

第36条 この法人の公告は、事務所に提示するとともに官報に掲載して行う。

第8章 運営委員会

(運営委員会)

第37条 本会は、第5条に掲げる事業の運営を円滑に進めるため、運営委員会をおく。

- 2 運営委員会の組織、運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第38条 本会は、事務を処理するための事務局をおく。

- 2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

第39条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は所轄庁の認証があった日（平成13年11月12日）から施行する。

1 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理事長	皆河える子
副理事長	小松 真
副理事長	皆河 梓
理事	阿部久美子
理事	小澤 明彦
理事	梶見 康子
理事	神田 國男
理事	安田 ユリ
理事	渡部 廣明
監事	金中 寛治
監事	若松 博子

- 1 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成 14 年 5 月 31 日までとする。
- 1 この法人の設立当初の事業年度は、第 29 条の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。
- 1 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 30 条の規定にかかわらず、設立雄会の定めるところによる。
- 1 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
年会費 正会員 (個人・団体) 1000 円
- 1 この定款は、平成 16 年 11 月 1 日より施行する。
- 1 この定款は、平成 21 年 7 月 1 日より施行する。(所在地の変更)
- 1 この定款は、平成 23 年 12 月 13 日より施行する。
- 1 この定款は、平成 24 年 9 月 13 日より施行する。
- 1 この定款は、平成 29 年 3 月 1 日より施行する。

これは定款である。

特定非営利活動法人バリアフリーセンターナナの家
理事長 皆河える子

上記は原本と相違ありません
理事 皆河 える子